

平成30年7月豪雨災害に対する専決補正予算について

注:◎は新規施策分
○は大幅増額分
()は累計額
単位:千円

1. 避難所運営等支援

1, 581, 397

1 ○ 災害救助費(特別会計)(保健福祉部 保健福祉課) 1, 387, 055 (1,388,155)

災害救助法が適用される災害に対する応急救助に要する経費

- 県事業 応急仮設住宅、入浴支援、DMAT等派遣、救援物資等搬送 など
- 市町事業 避難所の設置、住宅の応急修理 など
- 対象市町 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町
- 負担区分 国1/2 県1/2

2 ◎ 被災者等輸送支援費(企画振興部 交通対策課) 77, 117

県バス協会及び県ハイヤー・タクシー協会と締結している災害時協定に基づき、市町からの要請による被災者等の輸送を支援する。

- 事業期間 30年7～8月
- 対象市町 宇和島市、大洲市、西予市 など
- 事業内容 被災者輸送、通院患者輸送、ボランティア輸送 など

3 ◎ 被災市町支援職員派遣費(総務部 総務管理課) 16, 500

被災した市町からの要請を受け、被災地を支援するための職員の派遣に要する経費

- 派遣期間 30年7～9月上旬
- 派遣先 宇和島市、大洲市、西予市 など
- 派遣人数 150人(1人当たり9泊10日)
- 支援内容 住家の被害認定、罹災証明、避難所運営 など

4 ◎ 災害時感染症予防事業費(保健福祉部 健康増進課) 82, 767

大規模浸水地域での感染症予防のため、市や民間団体と連携して防疫活動を行う。

- 対象市町 宇和島市、大洲市、西予市
- 事業内容
 - 市が行う防疫活動に対する補助
 - 対象経費 県の指示により市が行う家屋等の消毒等に要する経費
 - 負担区分 国1/3 県1/3(市1/3)
 - 県が実施する防疫業務
 - 委託先 県ペストコントロール協会、県造園緑化事業協同組合
 - 負担区分 国1/2 県1/2

5 ◎ 災害時緊急スクールカウンセラー等活用事業費(教育委員会 義務教育課) 17, 958

被災した児童生徒等が安心して学校生活を送れるように、スクールカウンセラー等を派遣し、心のケアを行う。

- 緊急対策
 - 7月下旬～9月に週1回派遣
 - 派遣先 小中学校 拠点校37校
 - 県立学校 拠点校30校
- 要請対応
 - 10月以降は要請に応じた派遣
 - 派遣先 災害救助法適用市町等の小中学校及び県立学校
 - 負担区分 国1/3 県2/3

2. 被災者生活再建支援

1, 633, 665

6 ○ 被災者生活再建緊急支援事業費(県民環境部 防災危機管理課)

903, 000

住家被害世帯に対し、被災者生活再建支援法の適用に加え、生活再建のための県独自支援を緊急に講じる。

対象地域	被災市町
対象世帯	自らが居住する住宅が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」、「床上浸水」の被害を受けた世帯
対象経費	被害を受けた住宅の解体、撤去、整地費 新たな住家の建設及び購入、被災住家の補修、新たな住家の賃借
補助限度額 (被災者支給額)	全壊世帯 3,750千円 大規模半壊世帯 3,250千円 半壊世帯 375千円 一部損壊・床上浸水 225千円
負担区分	県1/2・2/3(市町1/2・1/3)

(参考)

(単位:千円)

補助限度額		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 床上浸水	経費負担
被災者生活 再建支援法 適用市町	全国制度	※ 3,000	※ 2,500	—	—	国1/2、都道府県拠出金1/2
	県独自制度	750	750	375	225	県2/3、市町1/3
	合計	3,750	3,250	375	225	
適用外市町	県独自制度	3,000	2,500	—	—	県1/2、市町1/2(全国制度に準拠)
		750	750	375	225	県2/3、市町1/3
	合計	3,750	3,250	375	225	

※国と全国都道府県の拠出により造成している基金から直接支給

7 ○ 災害見舞金等給付事業費(保健福祉部 保健福祉課)

58, 790

(59,866)

災害の被災者に見舞金等を支給する。

死亡者	5万円
行方不明者	5万円
重傷者	3万円
住家全壊	3万円
住家半壊	2万円

8 ○ 災害弔慰金等補助事業費(保健福祉部 保健福祉課)

91, 875

(95,625)

災害による死亡者の遺族に市町が支給する災害弔慰金等に対して補助する。

事業主体	市町
弔慰金	生計維持者 500万円
	その他の者 250万円
負担区分	国1/2 県1/4(市町1/4)

9 ○ 災害援護資金貸付事業費(保健福祉部 保健福祉課)

580,000

被災者世帯の生活の立て直しを目的とする貸付金の原資を市町に対して無利子で貸付ける。

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害	
事業主体	市町	
貸付対象	世帯主が概ね1か月以上の療養を要する負傷をした世帯 住居の半壊以上又は家財の価格の概ね1/3以上に損害を受けた世帯	
所得制限	(世帯人員)	(所得額)
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに30万円加算
貸付限度額	150～350万円	
貸付利率	3%(据置期間は無利子)	
償還期間	10年(うち据置期間 3年)	
負担区分	国2/3 県1/3	

(関連する支援対策)

利子補給制度の適用

災害援護資金貸付利子補給事業の実施

事業主体	市町
利子補給対象者	災害援護資金の貸付けを受けた世帯主
補助対象額	償還利子(3%)相当額
補助率	県1/2(市町1/2)

生活福祉資金利子補給事業の実施

社会福祉協議会が行う利子補給事業に要する経費を助成する市町に対して、その経費の一部を補助する。

事業主体	市町
利子補給対象者	生活福祉資金(住宅資金、災害援護資金に限る)の融資を受けた者
補助対象額	償還利子(1.5%)相当額
補助率	県1/2(市町1/2)

10 ◎ 豪雨被害営農継続緊急支援事業費(農林水産部 農産園芸課) 50, 633

被災農家の営農継続のため当面必要な措置として、生育回復や病害予防等の取組みを緊急的に支援する。

事業主体	市町
実施主体	農協、営農集団、農業法人
補助対象	施肥による被災作物の生育回復、農薬散布による病害予防、野菜等の植え直し コンバイン等の被災により必要となった米の収穫等の作業委託 スプリンクラーの被災により必要となった農薬散布作業委託又は代替機械の導入 ほ場復旧に必要な機械のレンタル
補助率	県1/3

4. 中小企業者支援

1, 294, 500

11 ◎ 豪雨災害関連対策資金貸付金(経済労働部 経営支援課) 1, 200, 000

災害の影響を受け、事業活動に支障が生じている県内中小企業者等の円滑な資金調達を支援するため、融資枠を確保する。

融資枠	30億円(貸付原資 12億円)
対象者	県内に事業所を有する中小企業者等であって、以下の条件に該当する者 災害の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること 災害の影響を受けて最近1か月間の売上高が、前年同期の売上高に比べ 10%以上減少し、又は減少することが見込まれること その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること
用途	運転資金、設備資金
限度額	運転 2,000万円 設備 3,000万円
利率	年1.0%(保証付)
期間	運転 7年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置1年6か月以内)

12 ◎ 豪雨災害関連金融支援事業費(経済労働部 経営支援課) 94, 500

被災した中小企業者等が豪雨災害関連対策資金を借り入れる際の保証料を補助する。

補助対象	豪雨災害関連対策資金の運転・設備資金に係る保証料
対象期間	30年度
保証料率	年0.35~1.80%